

権利擁護センター あんしん西東京

アクセス



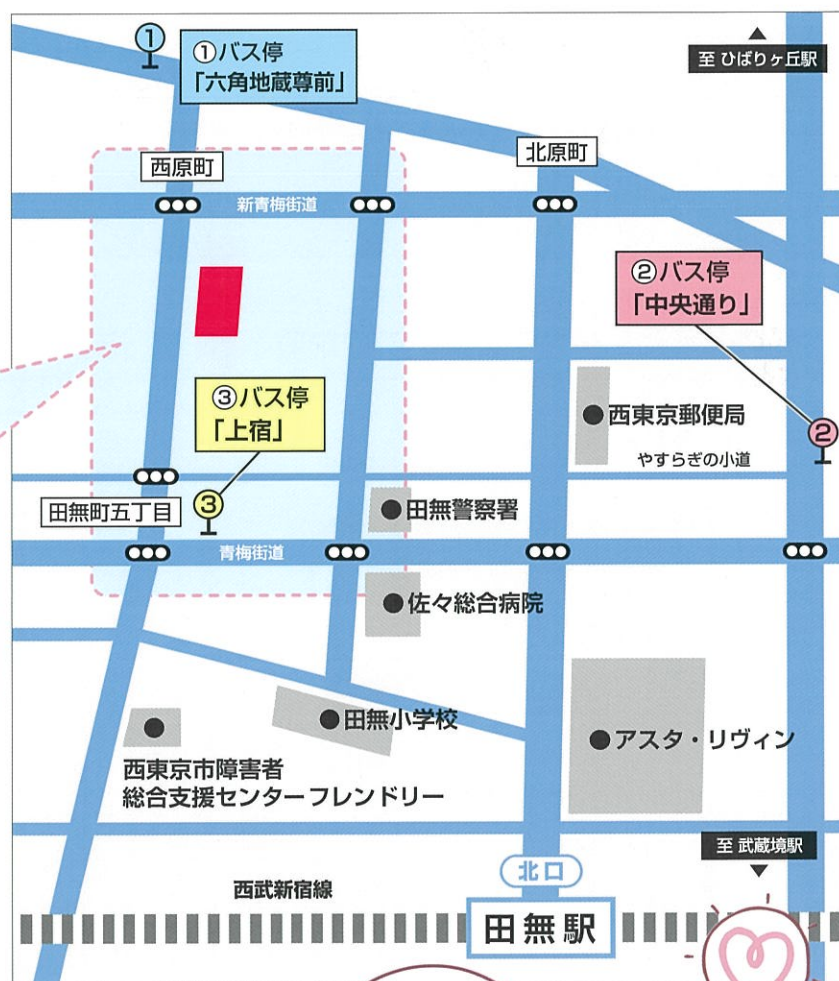
来場者用の駐車場はありません。

徒歩

西武新宿線
田無駅 北口から約12分

バス

- ① バス停「六角地蔵尊前」下車7分
西武バス ひばりヶ丘駅発 → 武蔵境駅行き(境04)
- ② バス停「中央通り」下車12分
西武バス ひばりヶ丘駅発 → 武蔵境駅行き(境03)
- ③ バス停「上宿」下車5分
西武バス 吉祥寺駅発 → 花小金井駅行き(吉64)
関東バス 三鷹駅発 → 田無橋場駅行き(鷹03)



お気軽に
ご相談
ください

福しんごうくん
西東京市社会福祉協議会キャラクター



住所

西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター4F



受付時間

月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時
※祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く



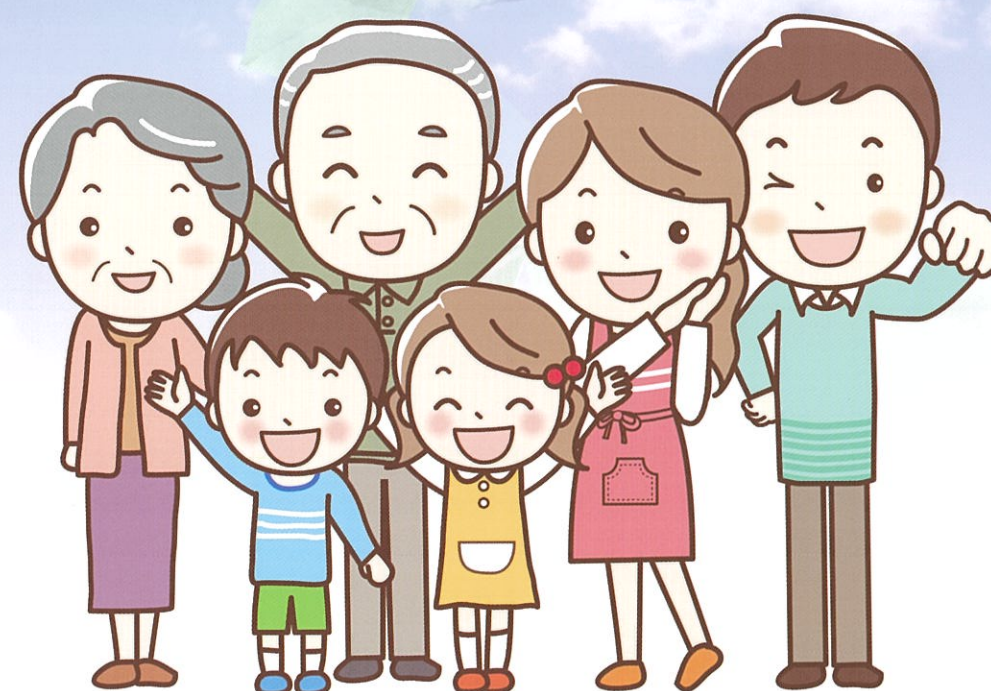
電話

Tel: 042-497-5239 / 042-497-5240
(日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する相談) (福祉サービスに関する苦情相談)
Fax: 042-497-5230

権利擁護センター

あんしん 西東京

いつまでも安心して暮らすために



社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

福祉サービスを利用している、もしくは、これから利用する予定の方で、判断能力が低下した高齢者・知的障害者・精神障害者の方々を対象に、福祉サービスを円滑に利用するための手続きや支払いの支援を行います(有料)

支援の流れ		
1	相談受付	「あんしん西東京」にご相談ください。
2	訪問調査・関係調査	担当者がおうかがいします。 お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります。 ●専門員がご本人の自宅等に訪問し、ご本人の状況や利用意思、契約能力についての確認をします。 ●ご本人の希望や生活の様子に合わせて支援計画を作成します。 ●ご本人の契約能力の確認が難しい場合は、東京都社会福祉協議会に設置されている契約締結審査会で審査します。
3	契約	利用契約を結びます。 お手伝いの内容や約束事を書いた「契約書」と「支援計画」をご本人に確認いただいた後、担当の「生活支援員」を紹介し、契約を結びます。
4	支援開始	サービスを開始します。 ●担当の生活支援員が自宅等を訪問し、支援計画に基づいて支援を行います。(契約締結後の支援については有料となります)

支援内容		利用料金
基本サービス	福祉サービス利用援助事業 福祉サービス利用についての情報提供・助言・利用手続支援・利用料支払い支援・苦情解決制度の利用援助など	1回1時間まで 1,700円 以降30分までごとに850円追加
	追加工サービス① 日常的金銭管理サービス 年金・福祉手当の受領手続、公共料金・医療費・家賃などの支払い、日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れなどの援助、日常的に利用する通帳の預かり ①通帳をご本人が保管する場合 ②通帳をお預かりする場合	1回1時間まで 3,000円 以降30分までごとに850円追加
追加工サービス②	書類預かりサービス 年金証書、定期預金などの通帳、銀行印、実印、権利証、契約書類、保険証などをお預かりして金融機関貸金庫に保管	1ヶ月につき 1,000円

※ 生活保護を受給している方はご相談ください。
※ 物忘れや認知症状のない高齢者や、身体に障害がある方を対象とした事業もあります。詳しくはご相談ください。

成年後見制度に関する事業

成年後見制度は、自分で十分な判断ができない人のために、後見人等を選任して本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度です。選ばれた後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら必要な代理行為等をおこない、財産を適正に管理します。

申立て支援

制度の概要や申立てについての説明、その他制度に関する相談を受けます。また、各専門職等のご紹介も行います。



専門相談(予約制)

法律等の専門家が、申立てに関する相談を受けます。

- 第1水曜日・午後 弁護士
- 第3水曜日・午後 司法書士
- 第4水曜日・午後 家庭問題(奇数月のみ)

社会貢献型後見人の養成

近隣市合同で取り組む後見人等候補者の養成講習修了者に対して、研修、実習等を行います。



法人後見監督事業

家庭裁判所から選任された社会貢献型後見人について、西東京市社会福祉協議会が法人後見監督人となり、適切な業務を行えるように監督します。

法人後見事業

西東京市社会福祉協議会が法人として成年後見人等となる事業です。

後見人サポート

成年後見人等に就任している専門職、親族等からの相談の受付、研修の開催、情報共有の場を提供します。



福祉サービス利用に関する苦情受付

保健福祉サービス(介護保険制度・児童福祉を除く)にかかる相談や苦情を受け付けます。

例えば…

わかりやすい言葉で説明してくれない

一方的に契約を解除された。

プライバシーが守られず、いやな思いをしている。



職員の態度や言葉遣いに傷ついた。